会社法第 794 条第 1 項に基づく事前備置書類

（株式会社アークとの株式交換）

三井化学株式会社

2020年6月26日

株式交換に関する事前備置書類

東京都港区東新橋一丁目５番２号
三井化学株式会社
代表取締役社長　橋本　修

当社は、当社の連結子会社である株式会社アーク（以下「アーク」といいます。）との間で、2020年５月14日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、2020年８月１日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、アークを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第１項及び会社法施行規則第193条に規定する事項は下記のとおりです。

記

１.株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は、別紙１記載のとおりです。

２.会社法第768条第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

（１）本株式交換に係る割当ての内容

	当社 （株式交換完全親会社）	アーク （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る 割当比率	1	0.0511
本株式交換により 交付する株式数	当社の普通株式：5,299,076株（予定）	

（注１）　株式の割当比率

アークの普通株式１株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）0.0511株を割当交付いたします。ただし、当社が保有するアーク株式（本日現在301,326,396株（※））については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比

率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、本株式交換契約の締結日から本株式交換の効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、当社又はアークの株価、財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じ又は判明した場合、その他本株式交換契約の目的の達成が困難となった場合は、当社及びアークで協議し合意の上、変更することがあります。

（※）本日現在において、アーク株式を直接保有しているのは当社の完全子会社である株式会社エムシーインベストメント 01（以下「エムシーインベストメント 01」といいます。）ですが、本株式交換の効力発生に先立ち当社がエムシーインベストメント 01 を吸収合併することにより、本株式交換の効力発生日時点においては、当社がアーク株式を直接保有することとなる予定です。

（注２）　本株式交換により交付する当社株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がアークの発行済株式（ただし、当社が保有するアーク株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるアークの株主（ただし、当社を除きます。）に対して、その保有するアーク株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付いたします。

なお、アークは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時点までにアークが保有する自己株式（本株式交換に際して、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってアークが取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前時点をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付する普通株式の総数については、アークによる自己株式の取得及び消却等により、今後修正される可能性があります。

また、本株式交換に際して交付する当社株式は、全て当社が保有する自己株式（2020 年３月 31 日現在：13,557,163 株）を充当する予定であり、当社が新たに株式を発行することは予定しておりません。

（注３）　単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなるアークの株主の皆様においては、かかる単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、当社の単元未満株式に関する以下の制度を利用することができます。

① 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、自己の保有する当社の単元未満株式と合わせて1単元（100株）となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを当社から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（100株未満の株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

（注４）　1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、アークの株主の皆様に交付される当社株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社株式を売却し、かかる売却代金をその1株に満たない端数に応じて当該端数の交付を受けることとなるアークの株主の皆様に現金でお支払いいたします。

（２）アークの株主に対して当社が交付する株式及びその割当ての相当性に関する事項

a. 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びアークは、本株式交換に用いられる上記２．（１）「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、アークは三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に認定しました。

当社においては、下記２．（２）d「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、当社の第三者算定機関であるみずほ証券から受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言、当社がアークに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、アークにおいては、下記２．（２）d「公正性を担保するための措置」

及び２．（２）e「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、アークの第三者算定機関である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券から受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの助言、アークが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、支配株主である当社との間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といい、その詳細については、下記２．（２）e「利益相反を回避するための措置」をご参照ください。）からの指示、助言並びに2020年５月13日付で受領した答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容等を踏まえて、当社との間で複数回にわたり本株式交換比率を含む本株式交換の条件に係る協議を行うとともに、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて慎重に協議・検討をいたしました。そして、本株式交換比率については、下記２．（２）b.（イ）「算定の概要」に記載のとおり、株式交換比率は、市場株価分析及び類似企業比較分析の算定結果の上限値を超え、かつ、ＤＣＦ分析の算定結果の範囲内であることから、合理的な水準といえることも踏まえ、アークの少数株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至りました。以上のような協議・検討等を踏まえ、アークにおいて、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

当社及びアークは、上記のそれぞれにおける検討を踏まえて両社間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当なものであり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、2020年５月14日開催の当社及びアークの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、本株式交換契約の締結日から本株式交換の効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、当社又はアークの株価、財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じ又は判明した場合、その他本株式交換契約の目的の達成が困難となった場合は、当社及びアークで協議し合意の上、変更することがあります。

b. 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称並びに両社との関係

当社のファイナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）であるみずほ証券及びアークのファイナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、いずれも当社及びアークから独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関し

て記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(イ) 算定の概要

みずほ証券は、当社及びアークについて、当社及びアークいずれの普通株式についても東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法（2020年５月13日を算定基準日とし、算定基準日以前の１か月間、３か月間及び６か月間の株価終値の平均値）を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、ＤＣＦ法を採用して算定を行いました。

なお、みずほ証券による株式交換比率算定書は、当社の取締役会が株式交換比率を決定する際の参考情報として作成されたものであり、両社間で合意・決定された株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

各評価手法による当社株式の１株当たりの株式価値を１とした場合の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価基準法	0.0369～0.0442
ＤＣＦ法	0.0256～0.0517

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提とし、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としています。また、みずほ証券の株式交換比率の算定は、2020年５月13日現在までの情報及び経済条件を前提としたものです。

なお、みずほ証券がＤＣＦ法による算定の前提とした当社及びアークの財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、当社については、営業利益において、2021年３月期に前年度に対して３割以上の大幅な減益を見込んでおります。これは、新型コロナウィルス感染症拡大の影響に端を発した足元の経済状況の不確実

性増大を考慮し、各セグメントの販売数量の減少等を織り込んだためです。また、2022年３月期に前年度に対して３割以上の大幅な増益を見込んでおります。これは、2021年３月期に織り込んだ経済状況の不確実性増大による一時的な減益要因の剥落に伴う回復を見込んでいるためです。アークについては、営業利益において、2021年３月期に前年度に対して３割以上の大幅な減益を見込んでおります。これは、新型コロナウィルス感染症拡大の影響に端を発した足元の経済状況の不確実性増大を考慮し、各セグメントの販売数量の減少等を織り込んだためです。また、2022年３月期に前年度に対して３割以上の大幅な増益を見込んでおります。これは、2021年３月期に織り込んだ経済状況の不確実性増大による一時的な減益要因の剥落に伴う回復を見込んでいるためです。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、当社及びアークについて、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社には比較的類似する事業を手掛ける上場企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「ＤＣＦ分析」といいます。）を、それぞれ採用し、算定を行いました。

各評価手法による当社株式の１株当たり株式価値を１とした場合の株式交換比率の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価分析	0.0369～0.0442
類似企業比較分析	0.0227～0.0369
ＤＣＦ分析	0.0314～0.0594

市場株価分析では、両社について、2020年５月13日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における両社株式のそれぞれの算定基準日の終値、算定基準日までの直近１か月間、３か月間及び６か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

類似企業比較分析では、当社について、当社と比較的類似性があると想定される類似上場会社として、総合化学企業のうち、事業内容、損益、財務状況等の類似性を考慮し、株式会社三菱ケミカルホールディングス、住友化学株式会社、旭化成株式会社を選定したうえで、ＥＢＩＴＤＡマルチプルを用いて、当社の企業価値を分析しております。アークについては、アークと比較的類似性があると想定される類似上場会社として、デザイン・設計・解析関連企業、金型関連企業、プレス関連企業のうち、事業内

容、損益、財務状況等の類似性を考慮し、株式会社アビスト、パンチ工業株式会社、株式会社ニチダイ、東プレ株式会社、株式会社ジーテクト、ユニプレス株式会社を選定したうえで、ＥＢＩＴＤＡマルチプルを用いて、アークの企業価値を分析しております。それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.0227～0.0369として算定しております。

ＤＣＦ分析では、当社について、当社が作成した2020年３月期から2023年３月期までの財務予測、直近の業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮し、合理的と考えられる前提に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、企業価値を評価しております。なお、割引率は3.00%～4.00%を使用しており、継続価値の算定にあたってはマルチプル法を採用し、ＥＢＩＴＤＡマルチプルを6.0倍～7.0倍として分析しております。アークについては、アークが作成した2020年３月期から2026年３月期までの財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、企業価値を評価しております。なお、割引率は4.00%～5.00%を使用しており、継続価値の算定にあたってはマルチプル法を採用し、ＥＢＩＴＤＡマルチプルを5.0倍～7.5倍として分析しております。それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.0314～0.0594として算定しております。

なお、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券が算定の前提とした当社及びアークの財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。また、当社及びアークの当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

（注）　三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる株式交換比率の分析は、アークの取締役会の参考に資するためのみに同取締役会に宛てたものです。当該分析は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、本株式交換に関する一切の株主総会に関する株主による議決権行使又はその他の行動につき、アーク又は当社の株主に対して、意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、分析にあたり、既に公開されている情報又はアーク若しくは当社によって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、財務予測につき、アーク及び当社の将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、アーク及び当社の経営陣によって合理的に用意・

作成されたものであることを前提としております。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券はアーク又は当社の資産及び負債について、独自の評価・査定は行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けていません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析は、その株式交換比率算定書の算定基準日現在における金融、経済、為替、市場その他の状況及び、同日現在において三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に生じる事象が、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析及び同書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、同書及び分析を更新し、改訂し、又は再確認する義務を負うものではありません。

株式交換比率算定書の作成及びその基となる分析は複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。本書で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、アーク又は当社の実際の価値に関する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、本件に関し、アークのファイナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定です。なお、手数料の相当な部分の受領は、本株式交換の公表及び完了を条件としています。

c.上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である 2020 年８月１日（予定）をもって、アークは当社の完全子会社となり、アーク株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程に従い、所定の手続を経て、2020 年７月 30 日付で上場廃止（最終売買日は 2020 年７月 29 日）となる予定です。上場廃止後は、東京証券取引所においてアーク株式を取引することはできません。

本株式交換の対価である当社株式は、東京証券取引所に上場されており、本株式交換後においても東京証券取引所において取引が可能であることから、アーク株式を 1,957 株以上保有し本株式交換により当社の単元株式数である 100 株以上の当社株式を割当交付されるアークの株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において、1,957 株未満のアーク株式を保有するアークの株主の皆様には、当社の単元株式数である 100 株に満たない当社株式が割当交付されるため、当該株式は金融商品取引所市場において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買増請求又は単元未満株式の買取請求の制

度を利用することができます。これらの取扱いの詳細については、上記２.（１）の（注３）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、１株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記２.（１）の（注４）「１株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、アークの株主の皆様は、最終売買日である 2020 年７月 29 日（予定）までは、東京証券取引所においてその保有するアーク株式を従来どおり取引することができます。

d.公正性を担保するための措置

当社はエムシーインベストメント01を通じて既にアークの発行済株式数（409,770,388株）から自己株式数（4,743,867株）を減じた株式数の74.40%に相当する301,326,396株のアーク株式を保有する（2020年３月31日現在）同社の親会社であり、本株式交換は、支配株主による従属会社の買収に該当するため、当社及びアークは、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、当社及びアークから独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、2020 年５月 14 日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記２.（２）b.「算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は、みずほ証券より、株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

一方、アークは、両社から独立した第三者算定機関である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券を選定し、2020 年５月 13 日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記２.（２）b.「算定に関する事項」をご参照ください。なお、アークは、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券より、株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、両社から独立したリーガル・アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

一方、アークは、両社から独立した法務アドバイザーとして、TMI 総合法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・

過程等について、法的な観点から助言を受けております。

なお、森・濱田松本法律事務所及びTMI総合法律事務所は、当社及びアークから独立しており、当社及びアークとの間に重要な利害関係を有しておりません。

e.利益相反を回避するための措置

当社はエムシーインベストメント01を通じて既にアークの発行済株式数（409,770,388株）から自己株式数（4,743,867株）を減じた株式数の74.40%に相当する301,326,396株のアーク株式を保有する（2020年３月31日現在）同社の親会社であり、本株式交換は、支配株主による従属会社の買収に該当するため、アークは、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

① アークにおける利害関係を有しない特別委員会からの意見書の取得

アークは、2019年11月下旬の当社からの本申入れを受け、本株式交換を含む当社によるアークの完全子会社化に係る取引（以下「本取引」といいます。）に係るアークの意思決定に慎重を期し、また、アーク取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本取引を行う旨の決定をすることがアークの少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、2020年１月29日、いずれも、当社との間で利害関係を有しておらず、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている、アークの社外取締役である髙井伸太郎氏（高井&パートナーズ法律事務所弁護士）並びにアークの社外監査役である山田庸男氏（弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所弁護士）及び中田貴夫氏（中田公認会計士事務所公認会計士）の３名によって構成される本特別委員会を設置し、本取引を検討するにあたって、本特別委員会に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c)本取引によりアークの少数株主に交付される対価の妥当性、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提に、本取引がアークの少数株主にとって不利益であるか否か（以下総称して、「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

本特別委員会は、2020年１月29日から2020年５月12日までに、会合を合計９回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず、アークが選任したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券及びリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、アークからは、本取引の目的、本

取引に至る背景・経緯、株式交換比率の算定の前提となるアークの事業計画の策定手続及び内容、本取引の検討体制・意思決定方法等について説明を受けたほか、当社に対して本取引の目的等に関する質問状を送付した上で、当社から本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、株式交換を選択した理由、本取引後の経営方針や従業員の取扱い、株式交換比率に関する考え方等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、アークのリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所から本取引に係るアークの取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他の本取引に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、当社に対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、アークは、株式会社 AGS コンサルティング（以下「AGS」といいます。）に対して当社に対する財務・税務デュー・ディリジェンス（アークにて予め当社及びアークとの間に重要な利害関係を有しないことを確認しております。）の実施を依頼し、本特別委員会は、AGS より財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答及び追加調査の指示等を行いました。加えて、アークのファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関の三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券から株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。また、本特別委員会は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券及び TMI 総合法律事務所の助言を受け、株式交換比率等の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示したり、本特別委員会が自ら当社との直接交渉を実施したり、当社に対して複数回に亘り書面で株式交換比率の提案を行う等、当社との交渉に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、本取引に係る決定は、アークの少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の本答申書を、2020 年５月 13 日付で、アークの取締役会に対して提出しております。

② アークにおける利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した 2020 年５月 14 日開催のアークの取締役会においては、アークの取締役６名のうち、下郡孝義氏は当社の取締役専務執行役員を、小守谷敦氏は当社の執行役員待遇嘱託を、石井俊光氏は当社のモビリティ事業本部ソリューション事業管理室長を、それぞれ兼任していることから、利益相反を回避する観点から、(i) 下郡孝義氏、小

守谷敦氏及び石井俊光氏を除く他の３名の取締役で審議し、全員の賛成により決議を行った上で、（ii）取締役会の定足数を確保する観点から、下郡孝義氏、小守谷敦氏及び石井俊光氏を加えた６名の取締役において改めて審議し、全員の賛成により決議を行うという二段階の手続を経ております。また、上記の取締役会には、監査役３名が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、利益相反を回避する観点から、下郡孝義氏、小守谷敦氏及び石井俊光氏は、アークの立場で本株式交換に係る協議及び交渉に参加しておりません。

（３）交換対価として当社の普通株式を選択した理由

当社は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である当社株式を選択しました。

(i)アークの株主が本株式交換によるアークの完全子会社化により生ずる企業価値の向上を享受することが可能であること、また(ii)当社株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も引き続き流動性を有するため取引機会が確保されていること等を考慮して、当社株式を本株式交換における交換対価とすることが適切であると判断いたしました。

本株式交換により、その効力発生日である2020年８月１日（予定）をもって、アークは当社の完全子会社となり、アーク株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程及び株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、2020年７月30日付で上場廃止（最終売買日は2020年７月29日）となる予定です。上場廃止後は、東京証券取引所においてアーク株式を取引することはできませんが、アーク株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付される当社株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も東京証券取引所市場第一部において取引が可能であることから、基準時においてアーク株式を1,957株以上保有し、本株式交換により当社の単元株式数である100株以上の当社株式の割当てを受ける株主は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、１単元以上の株式については引き続き東京証券取引所市場第一部において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

ただし、基準時において1,957株未満の当社株式を保有する株主には、単元株式数に満たない当社株式が割り当てられます。単元未満株式については、東京証券取引所市場第一部において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により当社の単元未満株式の買取制度又は買増制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記２.（１）の（注３）「単元未満株式

の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、１株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記２.（１）の（注４）「１株に満たない端数の処理」をご参照ください

（４）当社の資本金及び準備金の額に関する事項についての定めの相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条第２項の規定に従い当社が別途適当に定める額とします。かかる取扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えています。

３.会社法第 768 条第１項第４号及び第５号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

４.アークについての次に掲げる事項

（１）最終事業年度に係る計算書類等の内容

アークの最終事業年度（2019 年４月 1 日から 2020 年３月 31 日まで）に係る計算書類等の内容は、別紙２記載のとおりです。

（２）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① アークは、2020 年５月 14 日開催の取締役会において、連結親会社である当社との間で、当社を株式交換完全親会社とし、アークを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことに関し、決議のうえ、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2020 年６月 26 日に開催予定のアークの定時株主総会の決議による承認を得たうえで、2020 年８月１日を効力発生日として行う予定です。本株主交換契約の内容は、上記１.「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

② アークは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議に

より、基準時の直前時点までにアークが保有する自己株式（本株式交換に際して、会社法第 785 条第１項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってアークが取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前時点をもって消却する予定です。

５.当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 当社は、2020 年５月 14 日開催の取締役会において、連結子会社であるアークとの間で、当社を株式交換完全親会社とし、アークを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことに関し、決議のうえ、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2020 年６月 26 日に開催予定のアークの定時株主総会の決議による承認を得たうえで、2020 年８月１日を効力発生日として行う予定です。本株主交換契約の内容は、上記１．「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

② 当社は、本日現在、当社の完全子会社であるエムシーインベストメント 01 を通じて間接的にアーク株式を保有しておりますが、本株式交換の効力発生に先立ち、2020 年７月 31 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、エムシーインベストメント 01 を吸収合併消滅会社とする本合併を行う予定です。

６．株式交換が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項

会社法第 799 条第１項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者が存在しないため、該当事項はありません。

以　上

別紙 1　株式交換契約の内容

株式交換契約書

三井化学株式会社（以下、「甲」という。）及び株式会社アーク（以下、「乙」という。）は、2020年5月14日（以下、「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：三井化学株式会社

住所：東京都港区東新橋一丁目5番2号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社アーク

住所：大阪府大阪市中央区南本町二丁目2番9号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に0.0511を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、乙の株主に対して、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.0511株の割合（以下、「本株式交換比率」という。）をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

(1) 資本金の額　　0円

(2) 資本準備金の額　　会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額
(3) 利益準備金の額　　0円

第5条（本効力発生日）

1. 本株式交換がその効力を生ずる日（以下、「本効力発生日」という。）は、2020年8月1日とする。但し、本株式交換の効力発生は、甲と株式会社エムシーインベストメント01との間の2020年5月14日付吸収合併契約書に基づく吸収合併の効力が発生していることを条件とする。
2. 本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求めるものとする。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会（以下、「乙株主総会」という。）において、本契約の承認を求めるものとする。

第7条（事業の運営等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行及び財産の管理、運営を行うものとし、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせる。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自ら又はその子会社をして、その財産状態、経済状態若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換比率に重大な影響を及ぼす行為を行い又は行わせる場合には、あらかじめ甲乙で協議し合意の上、これを行う。

第8条（剰余金の配当等）

1. 甲及び乙は、次項に定めるものを除き、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、甲は、2020年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり50円及び総額9,551,147,600円を限

度として剰余金の配当を行うことができる。但し、甲及び乙は、別途書面により合意することにより、当該剰余金の配当額を変更することができる。

第 9 条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時において消却するものとする。

第 10 条（本契約の変更等）

本契約締結日から本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の株価、財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じ又は判明した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙で協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに乙株主総会において本契約の承認が受けられない場合、(ii)甲において、会社法第 796 条第 3 項の規定により本契約に関して株主総会の承認が必要となったにもかかわらず、本効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が受けられない場合、(iii)適用法令に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合、又は(iv)前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第 12 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

（以下余白）

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2020 年 5 月 14 日

甲：　東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
三井化学株式会社
代表取締役社長　橋本　修　㊞

（株式交換契約書の署名頁）

乙：　大阪府大阪市中央区南本町二丁目２番９号
株式会社アーク
代表取締役社長　小守谷　敦　㊞

（株式交換契約書の署名頁）

別紙２　アークの最終事業年度に係る計算書類等の内容

１．企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度の経済情勢を見ますと、欧米の雇用環境は底堅く推移したものの、欧州では自動車減産が続いており、製造業の低迷が長期化しております。また、日本においては、消費増税や企業収益の低迷により先行き不透明感が強まりました。加えて、新型コロナウイルスの世界的感染拡大が始まったことで、景気の停滞感が急速に強まりました。

このような状況のもと、当連結会計年度における売上高は47,866百万円（前期比2.7％減）、営業利益は1,881百万円（前期比25.1％増）、経常利益は1,691百万円（前期比10.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は688百万円（前期比20.0％減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

[欧米地域事業]

欧米地域事業の売上高は30,313百万円（前期比4.4％減）、営業損失は259百万円（前期は営業利益182百万円）となりました。

エンジニアリング事業では、自動車のＥＶ化を見据えた電子制御案件の需要が高まっており、売上が拡大いたしましたが、欧州をはじめとする自動車の減産による影響から、自動車向け金型事業と試作事業で大幅に業績が悪化いたしました。

[国内アジア地域事業]

国内アジア地域事業の売上高は19,290百万円（前期比2.7％減）、営業利益は3,144百万円（前期比40.2％増）となりました。

国内では、自動車産業を中心に製造業の企業収益低迷により、開発案件数が落ち込んでいるものの、ＥＶ化に関連した開発案件の取込みにより、試作事業が堅調に推移いたしました。

②設備投資の状況

当連結会計年度は、既存設備の老朽更新等の通常投資を実施することに加えて、欧州子会社において、工場拡張、コアコンピタンス強化等の戦略投資を実施した結果、設備投資の総額は2,211百万円となりました。

③資金調達の状況

イ．当社グループは当連結会計年度において設備資金及び運転資金として株式会社三菱ＵＦＪ銀行から1,291百万円、株式会社みずほ銀行から482百万円の借入を行いました。

ロ．当社は、2014年3月31日付で株式会社三菱ＵＦＪ銀行との間で2,200百万円、2014年3月26日付で株式会社みずほ銀行との間で1,600百万円、合計3,800百万円の当座貸越枠を設定しておりますが、当連結会計年度末時点での借入実行残高はありません。

（2）直前３事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分＼年度	第49期 2016年４月１日から 2017年３月31日まで	第50期 2017年４月１日から 2018年３月31日まで	第51期 2018年４月１日から 2019年３月31日まで	第52期 （当連結会計年度） 2019年４月１日から 2020年３月31日まで
売上高（百万円）	43,400	44,742	49,213	47,866
経常利益（百万円）	1,672	1,761	1,528	1,691
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,359	1,051	860	688
１株当たり当期純利益金額（円）	3.82	2.89	2.13	1.71
純資産（百万円）	28,192	30,889	30,804	31,524
（ご参考）連結子会社数	19社	20社	20社	21社
持分法適用会社数	1社	1社	1社	1社

②当社の財産及び損益の状況

区分＼年度	第49期 2016年４月１日から 2017年３月31日まで	第50期 2017年４月１日から 2018年３月31日まで	第51期 2018年４月１日から 2019年３月31日まで	第52期 （当事業年度） 2019年４月１日から 2020年３月31日まで
売上高（百万円）	12,736	12,809	13,980	14,604
経常利益（百万円）	452	611	933	1,457
当期純利益（百万円）	780	96	620	1,225
１株当たり当期純利益金額（円）	2.19	0.27	1.54	3.04
純資産（百万円）	22,448	23,194	23,796	25,019

（注）１株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
		%	
株式会社エムシーインベストメント01 (注) 2	10百万円	74.66	経営人材の派遣 役員の兼任あり
三井化学株式会社 (注) 1,2	125,298百万円	74.66 (74.66)	経営人材の派遣 役員の兼任あり

(注) 1．議決権比率欄の（ ）内は、間接保有割合であります。
2．三井化学株式会社は、2020年５月14日付け開催の取締役会で、2020年７月31日を効力発生日として、三井化学株式会社を吸収合併存続会社とし、株式会社エムシーインベストメント01を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議しており、当該吸収合併に伴い、当社株式が三井化学株式会社へ承継され、株式会社エムシーインベストメント01は当社の親会社ではなくなります。なお、この結果、同日付で三井化学株式会社が当社株式を直接保有する親会社となります。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当　社　の 議決権比率	主要な事業内容
		%	
米国アーク(注) 1	4,000千米ドル	100	試作事業 金型事業 少量生産事業
英国アーク	20,420千ポンド	100	持株会社
タイアーク	1,180,000千バーツ	100	デザイン事業 試作事業 少量生産事業
アークヨーロッパ	3,672千ポンド	100	設計・解析事業 試作事業 金型事業 少量生産事業
P+Z Engineering GmbH	96千ユーロ	100	設計・解析事業
Shapers'フランス	26,372千ユーロ	100	金型事業 少量生産事業
Shapers'ポーランド	34,638千ポーランドズロチ	100	金型事業
Shapers'インド	358,755千インドルピー	100	金型事業 少量生産事業
台湾アーク	101,352千台湾ドル	100	試作事業 金型事業 少量生産事業
アークディソン上海(注) 2	29,553千人民元	100	試作事業
東莞アーク	19,511千人民元	100	金型事業 少量生産事業

(注) 1．米国アークは、2020年４月１日に同社の子会社である米国オートモーティブアークを吸収合併し、同日付で北米アークに商号変更しております。
2．アークディソン上海は、2019年４月25日に解散決議を行い、現在清算手続中であります。
3．当社には、会社法に規定される特定完全子会社はございません。

（4）対処すべき課題

当社グループは全社戦略「ARRK Challenge 2019」の実行を通じてビジネスモデルの変革及び企業体質の強化を行い、「お客様のイノベーションの実現をワンストップで支援する信頼できるパートナー」を目指します。

具体的には、「より高度なパッケージソリューション（ワンストップサービス）能力の強化」、「イノベーション志向の顧客開拓」、「市場の半歩先を行く差別化技術の開発」といった各種施策を進めてまいります。また、これらの施策の実現を支えるため、「事業競争力の強化」、「経営基盤の強化」といった重点課題にも取り組んでまいります。

①より高度なパッケージソリューション能力の強化

従来からの当社グループの強みである「幅の広い開発支援」を更に強固なものとするために、プロジェクトマネジメント力、製品開発の知見、保有技術の強化を図ることで、自動車アクセサリ等の単体部品に対応する「部品パッケージソリューション」を「組立パッケージソリューション」、更には「統合（完成品）パッケージソリューション」へと進化させ、より複雑な部品・工程を組み合わせたサービスの提供を可能とするための施策を推進してまいります。

②イノベーション志向の顧客開拓

大手メーカーの新規プロジェクト（EV等）、EVベンチャー、ドローンベンチャー等のイノベーション志向の顧客を開拓するために、「統合（完成品）パッケージソリューション」の象徴的な開発支援案件の早期創出に取り組んでまいります。また、当該案件から得た知見、実績、自信を基に顧客開拓を更に加速してまいります。

③市場の半歩先を行く差別化技術の開発

「CASE」「Digitization」「IoT」などの市場トレンドを踏まえ、全社戦略に合致するR&D（研究開発）テーマを選別、統合、推進するとともに、市場の半歩先を行く、ARRK独自の技術開発を進めてまいります。

＊CASE（ケース）：Connected（インターネットへの常時接続機能の搭載）、Autonomous（自動運転）、Shared（共有）、Electric（電動化）の頭文字を取った自動車業界のトレンド

＊Digitization（デジタイゼーション）：デジタルテクノロジーを使って既存製品の付加価値を高め、人々の生活をより良い方向に変化させること

④事業競争力の強化

パッケージソリューションの提供に必要な「品質マネジメント」を更に追求していくとともに、自社の強みに基づく「生産最適化」を進めることで、既存事業の競争力を強化してまいります。

⑤経営基盤の強化

各種施策を下支えするために必要な経営基盤を強化してまいります。具体的には、「迅速かつ適正な意思決定と業績向上に資する新経営計画システムの定着」、「戦略に応じた経営資源配分」、「経営・業務の効率化（会議体・業務プロセスの再設計と定着）」、「ガバナンス・コンプライアンス強化」等について取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、開発支援企業として、輸送機器及び民生機器メーカー等の顧客に向けて、デザイン、設計・解析から、試作、金型、少量生産及びその他の品目を提供する事業を営んでおります。

当社グループが取り扱う品目及びサービスの主な内容は次のとおりであります。

品目・サービス	主な内容
デザイン	インダストリアル・グラフィック等のデザイン全般
設計・解析	製品設計・解析業務の受託及び技術者の派遣
試作	工業デザインモデル及びワーキングモデル、板金試作
金型	金型の設計、製造、メンテナンス
少量生産	小ロットの成形品や成形品の組立・二次加工
その他	上記品目に含まれない製品やサービス

(6) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

①当社

名称	所在地	名称	所在地
統括本部（本店）	大阪市中央区	横浜事業所	横浜市都筑区
大阪本社	大阪府富田林市	広島事業所	広島市南区
東京本社	埼玉県朝霞市	栃木営業所	栃木県宇都宮市
名古屋支社	愛知県日進市	富士吉田工場	山梨県富士吉田市
埼玉支社	埼玉県日高市		

②子会社

名称	所在地	名称	所在地
米国アーク	米国（カリフォルニア）	Shapers'ポーランド	ポーランド（ヴィドゴシュチュ）
英国アーク	英国（ピーターズフィールド）	Shapers'インド	インド（プネ）
タイアーク	タイ（パトンタニ）	台湾アーク	台湾（台北）
アークヨーロッパ	英国（ナニートン）	アークディソン上海	中国（上海）
P+Z Engineering GmbH	ドイツ（ミュンヘン）	東莞アーク	中国（東莞）
Shapers'フランス	フランス（メーヌエロワール）		

（7）使用人の状況（2020年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
3,883（226）名	11名増（14名減）

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
839（117）名	6名増（5名増）	42.40歳	9.09年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（8）主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

①企業集団の主要な借入先の状況

借　入　先	借　入　額
株式会社みずほ銀行	1,623 百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,148 百万円

②当社の主要な借入先の状況

借　入　先	借　入　額
株式会社みずほ銀行	1,516 百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	561 百万円

（9）その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年５月14日開催の取締役会において、連結親会社である三井化学株式会社との間で、三井化学株式会社を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことに関し、決議のうえ、株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2020年６月26日に開催予定の当社の定時株主総会の決議による承認を得たうえで、2020年８月１日を効力発生日として行う予定です。

また当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時点までに当社が保有する自己株式（本株式交換に際して、会社法第785条第１項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前時点をもって消却する予定です。

2．会社の株式に関する事項

（1）株式の状況（2020年３月31日現在）

①発行可能株式総数　1,000,000,000株

②発行済株式の総数　409,770,388株

③株主数　13,092名

④大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社エムシーインベストメント01	301,326	74.40
OPI・11株式会社	40,342	9.96
MSIP CLIENT SECURITIES	6,200	1.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,441	0.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,416	0.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,585	0.39
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	1,411	0.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	792	0.20
野村信託銀行株式会社（投信口）	786	0.19
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000	753	0.19

（注）1．当社は、自己株式を4,743,867株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式1,411,100株は、株式給付信託の信託財産であり、連結計算書類及び計算書類においては自己株式として表示しております。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（2）新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	下郡孝義	三井化学株式会社 取締役専務執行役員 フード&パッケージング事業本部長 株式会社エムシーインベストメント01　代表取締役
代表取締役社長	小守谷　敦	三井化学株式会社　執行役員待遇嘱託 英国アーク取締役
取締役	藤田隆夫	国内事業、3D AUTO 事業、アジア・北米地域オートモーティブ事業担当
取締役	石井俊光	三井化学株式会社　モビリティ事業本部ソリューション事業管理室長
取締役	松本展明	オリックス株式会社　事業投資本部事業投資グループ　副部長
取締役	髙井伸太郎	高井＆パートナーズ法律事務所　弁護士 三起商行株式会社　社外監査役 セイノーホールディングス株式会社　社外取締役
常勤監査役	那和保志	—
監査役	山田庸男	弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所　所長 株式会社フジオフードシステム　社外取締役 ウェルス・マネジメント株式会社　社外取締役
監査役	中田貴夫	中田公認会計士事務所　所長

(注) 1．取締役髙井伸太郎氏は社外取締役であります。
2．監査役山田庸男氏及び中田貴夫氏は社外監査役であります。
3．監査役山田庸男氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．監査役中田貴夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．当社は、社外取締役髙井伸太郎氏並びに社外監査役山田庸男氏及び中田貴夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、当該取引所に届け出ております。

なお、2020年４月１日現在の当社執行役員の氏名及び担当（又は職名）は以下のとおりであります。

常務執行役員

Antony Lowe*	欧州事業本部長
Stefan Dömök*	エンジニアリング事業本部長
藤田隆夫	国内事業本部長
Julien Buisson*	欧州地域統括責任者
白田　孝	経営企画本部長
石岡　浩	3D AUTO事業本部長

上席執行役員

白石泰基	社長補佐 兼 内部監査室担当

執行役員

坂　野　治　郎	アジア事業本部長
上　田　英　久	北米事業本部長
大　村　俊　博	管理本部長
村　田　成　人	経営企画本部副本部長 兼 エンジニアリング事業本部本部長補佐
Thomas Schneider**	エンジニアリング事業本部副本部長
本　名　賢　一	欧州事業本部副本部長
加　藤　賢　吾	国内事業本部副本部長
榎　本　健　史	経営企画本部パッケージソリューション統括部長

(*) =常務執行役員待遇者　　(**) =執行役員待遇者

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
金　太　浩	2019年6月28日	任期満了	取締役
井　上　純　一	2019年6月28日	任期満了	取締役 三井化学株式会社　コーポレートコミュニケーション部副部長 兼 同部広報グループリーダー

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である下郡孝義、石井俊光、松本展明及び髙井伸太郎の４氏並びに監査役である那和保志、山田庸男及び中田貴夫の３氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の責任限定額を同法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	支給人員	支給額
取締役	4　名	69　百万円
監査役	3	24
合計 (うち社外役員)	7 (3)	94 (15)

(注) 1．当期末の取締役の員数は６名であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、2019年６月28日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含み、無報酬の取締役３名を除いているためであります。
2．取締役の報酬限度額は、2006年６月29日開催の第38回定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、2007年６月28日開催の第39回定時株主総会において年額55百万円以内と決議いただいております。
4．取締役の報酬等の総額には、2015年６月18日開催の第47回定時株主総会において決議いただいた、株式報酬制度に基づき計上した株式給付引当金１百万円を含んでおります。

②当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当する事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　分	氏　名	兼職する法人等	重要な兼職の状況
社外取締役	髙井　伸太郎	高井＆パートナーズ法律事務所	弁護士
社外監査役	山田　庸男	弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所	所長
	中田　貴夫	中田公認会計士事務所	所長

(注) 1．当社と高井＆パートナーズ法律事務所との間に特別な関係はありません。
2．当社は、弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所との間に法律顧問契約を締結しております。
3．当社と中田公認会計士事務所との間に特別な関係はありません。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　分	氏　名	兼職する法人等	重要な兼職の状況
社外取締役	髙井　伸太郎	三起商行株式会社 セイノーホールディングス株式会社	社外監査役 社外取締役
社外監査役	山田　庸男	株式会社フジオフードシステム ウェルス・マネジメント株式会社	社外取締役 社外取締役

(注) 1．当社と三起商行株式会社との間に特別な関係はありません。
2．当社とセイノーホールディングス株式会社との間に特別な関係はありません。
3．当社と株式会社フジオフードシステムとの間に特別な関係はありません。
4．当社とウェルス・マネジメント株式会社との間に特別な関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

イ．取締役

氏　名	取締役会 出席回数	発言状況
髙井　伸太郎	18回中 18回	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づいた発言を行いました。

ロ．監査役

氏　名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	発言状況
山田　庸男	18回中 18回	12回中 11回	企業法務に精通した弁護士としての立場から発言を行いました。
中田　貴夫	18回中 18回	12回中 12回	企業会計に精通した公認会計士としての立場から発言を行いました。

4．会計監査人の状況

（1）名称　　有限責任監査法人トーマツ

（2）報酬等の額

区　分	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	82 百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	84

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、当事業年度の会計監査人の報酬額について、会社法第399条第１項の同意を行っております。
3．当社の重要な子会社のうち、英国アーク、タイアーク、アークヨーロッパ、P+Z Engineering GmbH、Shapers'フランス、Shapers'ポーランド、Shapers'インド、台湾アーク、アークディソン上海及び東莞アークは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規程によるものに限る。）を受けております。

（3）非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、内部統制の高度化・効率化に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

5．剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、株主への利益還元を経営の重要課題と位置づけ、中長期の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を早期に実現していくことを基本方針としております。

他方、現在当社は成長に向けた事業強化及び利益配当を実現できる安定した財務体質への回復の途上にあり、まずは内部留保を充実させ、安定した収益基盤を築くための施策に取り組みたいと考えております。

このため、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、当事業年度の利益配当を見送ることとさせていただきました。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**34,026**	**流動負債**	**13,797**
現金及び預金	15,824	支払手形及び買掛金	3,148
受取手形及び売掛金	13,252	電子記録債務	68
電子記録債権	1,074	短期借入金	1,258
商品及び製品	361	１年内償還予定の社債	284
仕掛品	1,678	１年内返済予定の長期借入金	645
原材料及び貯蔵品	849	リース債務	954
その他	1,181	未払金	1,060
貸倒引当金	△196	未払法人税等	206
固定資産	**19,153**	未払費用	1,004
(有形固定資産)	**17,233**	前受金	2,729
建物及び構築物	8,935	賞与引当金	846
機械装置及び運搬具	4,405	その他の引当金	256
工具、器具及び備品	1,200	その他	1,334
土地	2,614	**固定負債**	**7,907**
建設仮勘定	77	社債	864
(無形固定資産)	**1,034**	長期借入金	1,925
のれん	603	リース債務	3,932
その他	431	繰延税金負債	270
(投資その他の資産)	**885**	再評価に係る繰延税金負債	12
投資有価証券	123	株式給付引当金	30
繰延税金資産	279	その他の引当金	40
その他	491	退職給付に係る負債	560
貸倒引当金	△8	その他	270
繰延資産	**49**	**負債合計**	**21,705**
社債発行費	49	**(純資産の部)**	
		株主資本	**32,180**
		資本金	**2,000**
		資本剰余金	**11,658**
		利益剰余金	**18,693**
		自己株式	**△171**
		その他の包括利益累計額	**△655**
		その他有価証券評価差額金	**0**
		土地再評価差額金	**△160**
		為替換算調整勘定	**△506**
		退職給付に係る調整累計額	**9**
		純資産合計	**31,524**
資産合計	**53,229**	**負債・純資産合計**	**53,229**

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**47,866**
売上原価		**36,744**
売上総利益		**11,122**
販売費及び一般管理費		9,240
営業利益		**1,881**
営業外収益		
受取利息	30	
貸倒引当金戻入額	22	
物品売却益	17	
その他	26	97
営業外費用		
支払利息	195	
為替差損	5	
支払手数料	28	
社債発行費償却	12	
持分法による投資損失	3	
その他	43	287
経常利益		**1,691**
特別利益		
固定資産売却益	29	29
特別損失		
減損損失	472	
固定資産除売却損	19	
関係会社清算損	83	575
税金等調整前当期純利益		**1,144**
法人税、住民税及び事業税	487	
法人税等調整額	△30	456
当期純利益		**688**
親会社株主に帰属する当期純利益		**688**

（記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書

（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日　残高	2,000	11,658	18,005	△192	31,471
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			688		688
自己株式の処分		△0		21	20
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△0	688	21	708
2020年3月31日　残高	2,000	11,658	18,693	△171	32,180

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2019年4月1日　残高	23	△160	△524	△6	△667	30,804
連結会計年度中の変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益						688
自己株式の処分						20
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△22	－	18	16	11	11
連結会計年度中の変動額合計	△22	－	18	16	11	720
2020年3月31日　残高	0	△160	△506	9	△655	31,524

（記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。）

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**13,887**	**流動負債**	**3,871**
現金及び預金	8,882	電子記録債務	68
受取手形	221	買掛金	483
電子記録債権	1,074	短期借入金	661
売掛金	3,070	1年内償還予定の社債	284
商品及び製品	127	1年内返済予定の長期借入金	251
仕掛品	157	リース債務	38
原材料及び貯蔵品	214	未払金	728
前払費用	79	未払費用	133
未収入金	21	未払法人税等	157
その他	37	未払消費税等	298
固定資産	**17,732**	預り金	45
(有形固定資産)	**5,670**	賞与引当金	718
建物	2,400	その他	2
構築物	107	**固定負債**	**2,779**
機械及び装置	1,053	社債	864
車両運搬具	17	長期借入金	1,165
工具、器具及び備品	208	リース債務	360
土地	1,853	再評価に係る繰延税金負債	12
建設仮勘定	28	退職給付引当金	345
(無形固定資産)	**111**	株式給付引当金	30
ソフトウェア	87	**負債合計**	**6,650**
のれん	1	**(純資産の部)**	
ソフトウェア仮勘定	12	**株主資本**	**25,178**
その他	9	**資本金**	**2,000**
(投資その他の資産)	**11,950**	**資本剰余金**	**11,905**
投資有価証券	62	その他資本剰余金	11,905
関係会社株式	8,528	**利益剰余金**	**11,443**
関係会社長期貸付金	3,190	その他利益剰余金	11,443
破産更生債権等	9	繰越利益剰余金	11,443
長期前払費用	24	**自己株式**	**△171**
差入保証金	285	**評価・換算差額等**	**△159**
繰延税金資産	94	**その他有価証券評価差額金**	**0**
その他	4	**土地再評価差額金**	**△160**
貸倒引当金	△248	**純資産合計**	**25,019**
繰延資産	**49**		
社債発行費	49		
資産合計	**31,670**	**負債・純資産合計**	**31,670**

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**14,604**
売上原価		**9,875**
売上総利益		**4,729**
販売費及び一般管理費		3,229
営業利益		**1,500**
営業外収益		
受取利息	75	
受取配当金	179	
物品売却益	6	
雑収入	6	268
営業外費用		
支払利息	51	
貸倒引当金繰入額	149	
為替差損	86	
社債発行費償却	12	
雑損失	10	310
経常利益		**1,457**
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
関係会社株式評価損	4	
固定資産除売却損	11	15
税引前当期純利益		**1,442**
法人税、住民税及び事業税	209	
法人税等調整額	6	216
当期純利益		**1,225**

（記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2019年4月1日　残高	2,000	11,906	11,906	10,218	10,218
事業年度中の変動額					
当期純利益				1,225	1,225
自己株式の処分		△0	△0		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	－	△0	△0	1,225	1,225
2020年3月31日　残高	2,000	11,905	11,905	11,443	11,443

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年4月1日　残高	△192	23,932	23	△160	△136	23,796
事業年度中の変動額						
当期純利益		1,225				1,225
自己株式の処分	21	20				20
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△22		△22	△22
事業年度中の変動額合計	21	1,245	△22	－	△22	1,223
2020年3月31日　残高	△171	25,178	0	△160	△159	25,019

（記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。）

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

株式会社アーク
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井尚志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中嶋誠一郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アークの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アーク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表における重要な後発事象に関する注記事項に記載されているとおり、会社は2020年５月14日開催の取締役会において、三井化学株式会社を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。当該株式交換は、2020年６月26日に開催予定の株主総会の決議による承認を受けた上で、2020年８月１日を効力発生日として行う予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

株式会社アーク
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井尚志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中嶋誠一郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アークの2019年４月１日から2020年３月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表における重要な後発事象に関する注記事項に記載されているとおり、会社は2020年５月14日開催の取締役会において、三井化学株式会社を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。当該株式交換は、2020年６月26日に開催予定の株主総会の決議による承認を受けた上で、2020年８月１日を効力発生日として行う予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月1日から2020年３月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　監査役会は、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容についても、指摘すべき事項は認められません。監査役会としては、今後とも、内部統制システムの強化が不断に図られるよう取締役会の対応と今後の進捗を注視してまいります。

(2)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社アーク監査役会

常勤監査役　那　和　保　志 ㊞

社外監査役　山　田　庸　男 ㊞

社外監査役　中　田　貴　夫 ㊞

以　上

第52期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

第52期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結注記表

個別注記表

株主総会参考書類「第１号議案　当社と三井化学株式会社との株式交換契約承認の件」のうち、三井化学株式会社の定款の定め及び同社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（別紙）

株式会社アーク

上記事項は、法令及び当社定款第12条の定めに基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様に提供しているものであります。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

１．業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について決定した内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会において、当社及び子会社の取締役の職務の執行状況についての報告を行うとともに、法令、定款、株主総会決議及び取締役会規程その他関連規程に従った重要課題の討議及び決定を通じて、取締役の職務執行の監督を行う。

② 監査役により、取締役から独立した立場で当社及び子会社の取締役の職務の執行の監査を行う。

③ 各事業所及び管理部門から独立した内部監査室により、当社及び子会社の使用人の職務の執行の監査を定期的に行う。

④ コンプライアンス委員会により、当社及び子会社のコンプライアンスに関する基本方針及び行動規範を定め、取締役、執行役員及びその他の使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。

⑤ コンプライアンス委員会は、各事業本部からのコンプライアンスに関する報告体制を確立することによって、問題発生時に迅速に情報収集及び対策が可能な体制を構築し運用する。

⑥ 反社会的勢力・団体排除のため、専門部署を設置し、対応マニュアルの作成及び関係機関との緊密な連携をとることによって、反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断し、健全な企業活動を行うことができる体制を構築し運用する。

⑦ 内部通報窓口を社内及び社外に設置し、当社及び子会社の取締役、執行役員及びその他の使用人からのコンプライアンスに関する通報を受け付け、問題への迅速な対応が可能な体制を構築し運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役会その他重要な会議の意思決定に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）及び取締役の職務執行に係る文書は、当社の社内規程に基づき、適正な管理及び保存を行う。

② 当社の機密保持規程及び個人情報保護方針に基づいた適正な情報管理体制を構築し運用する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制

当社及び子会社のリスク管理を当社の重要な経営課題と位置付け、当社及び子会社における全社的なリスク及び各事業本部所管業務に付随するリスクを分析・抽出し、リスク管理体制を構築し、これを運用する。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会及び経営会議により、当社及び子会社の経営課題の実務的検討・助言を行う。

② 執行役員制度により、当社及び子会社の職務執行機能の強化と迅速化及び職務執行責任の明確化を図る。

③ 取締役会決議の省略制度（会社法第370条）により、取締役の職務の執行を効率的に行う。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 関係会社管理規程を定め、子会社より、その取締役及び使用人の職務の執行に関する重要事項について、事前に取締役会への報告を受けるなど、子会社の経営管理を行う。

② 主要な子会社については、監査役及び内部監査室による定期的な監査を実施し、その業務の適正を確保する。

③ 親会社との関係では、必要に応じて当社の取締役及び使用人の職務の執行に関する重要事項を報告し、協議する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役会の決定を尊重して、当社は、監査役の補助を専門とする、取締役から独立した人員を配置する。

② 監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権を有する。

③ 監査役がその職務の補助のために内部監査室の人員と協働することを求めた場合、当社は原則として内部監査室の人員をこれに充てる。

④ 監査役の職務を補助すべき使用人及び前項の場合の内部監査室の人員は、取締役、執行役員及びその他の使用人の指揮命令を受けることなく、独立してその職務に当たる。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社及び子会社の取締役、執行役員及びその他の使用人は、当社に損害を及ぼすおそれのある事実や法令、定款又は社内規程に違反する行為を発見したときは、社内規程に従い監査役に報告を行う。

② 当社及び子会社の取締役、執行役員及びその他の使用人からの内部通報は、遅滞なく、コンプライアンス委員会に通知され、同委員会は、監査役会と情報を共有し、協力して対処する。
③ 当社及び子会社の取締役、執行役員及びその他の使用人による内部通報を理由として、通報者に対して、解雇その他いかなる不利益的な取扱いを行ってはならず、通報者が子会社の取締役、執行役員及びその他の使用人である場合は、当該子会社に対して、通報者に対する不利益的取扱いの禁止及び適切な措置を講じることを指導又は勧告しなければならない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
① 監査役は、定期的な監査役会の開催に加えて、代表取締役、内部監査室及び会計監査人と定期的な会合を開催し情報交換を行うことによって、監査の実効性を確保する。また監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため、当社及び子会社の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役又は使用人に対して説明を求めることとする。
② 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、当会社に償還を請求することができる。

２．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 業務の適正性及び効率性に関する取組み
① 毎月１回開催の定例取締役会や必要に応じて開催される臨時取締役会において、法令で定める事項、経営上の重要課題、重要な業務執行について討議をして迅速に意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役会は、これら取締役会での決定事項を除き、執行役員以上で構成される経営会議に対し個別の業務執行についての決定を委任しております。経営会議は、原則として毎月１回開催され、取締役会から委任された事項について迅速な経営の意思決定を行い、重要な事項については取締役会に報告しております。
② 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に関する重要事項については、関係会社管理規程に基づき、必要に応じ関係者の取締役会への出席を要請し、事前報告を受けるなど、子会社の経営管理を行っております。

(2) コンプライアンス及びリスク管理に関する取組み
① コンプライアンス規程に基づき設置するコンプライアンス委員会を毎月１回開催しております。同委員会においては、当社グループのコンプライアンスに関する事項についてモニタリングを行い、事案発生の未然防止と発生した事案への適切な対処・関係部門への支援を行っております。
② リスク管理規程に基づき設置するリスク管理委員会を毎月１回開催しております。同委員会においては、当社グループのリスク管理の実施状況についてモニタリングを行い、重大なリスク発生の未然防止と発現した事案への適切な対処・関係部門への支援を行っております。
③ 内部通報窓口として、当社の社内及び社外にコンプライアンス通報窓口を設置し、コンプライアンスに関する通報を受け付けるとともに、これらの問題への迅速な対応に努めております。
④ 社内へのコンプライアンス及びリスク管理に関する意識の浸透への取組みの一環として、社内講習や社外リソースを用いて、全社員に対し各種の研修を継続して行っております。

(3) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組み
① 代表取締役と監査役会で構成する「経営懇談会」を当事業年度は３回実施し、社長交替に伴う経営改革の方向性、欧州事業におけるガバナンスの確保等、重要な経営課題について意見交換を行いました。
② 監査役は、内部監査室及び会計監査人との間で「三様監査連絡会」を組織し、当事業年度は４回開催して、情報共有と意見交換の促進を図りました。
③ 社外監査役は、海外事業（台湾）の往査に参加し、現地経営者と意見交換を行うなど、今後の監査活動の基礎となる現地事業の理解を深めました。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

イ．連結子会社の数　…　21社

ロ．主要な連結子会社の名称

米国アーク、英国アーク、タイアーク、アークヨーロッパ、P+Z Engineering GmbH、Shapers’フランス、Shapers’ポーランド、Shapers’インド、台湾アーク、アークディソン上海、東莞アーク及びその他10社

ハ．連結の範囲の変更

当連結会計年度の連結範囲の変更は、増加１社でその内訳は次のとおりであります。

（新規設立により連結の範囲に含めた会社）　…　１社

ARRK Engineering (Shanghai) Co., Ltd.

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

イ．関連会社の数　…　１社

ロ．会社の名称

SETタイランド

② 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社は、事業年度末日が連結会計年度末日と異なるため、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

海外連結子会社のうちP+Z Engineering GmbH及びShapers’インドの事業年度末日は３月31日であり、これら以外の海外連結子会社の事業年度末日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、事業年度末日が12月31日である連結子会社については、同日現在の計算書類を使用し、連結会計年度末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、事業年度末日が３月31日であるShapers’インドは親会社であるShapers’フランスの事業年度末日である12月31日現在で、本決算に準じた仮決算を実施しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．満期保有目的の債券 …… 償却原価法

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの …… 各社の事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

・時価のないもの …… 移動平均法による原価法

ハ．デリバティブ …… 時価法

ニ．たな卸資産

・製品・仕掛品 …… 主として個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げ法）

・原材料及び貯蔵品 …… 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げ法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

・建物及び構築物 …… ２～50年

・機械装置及び運搬具 …… ２～20年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（２～10年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ハ．工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

ニ．株式給付引当金

執行役員株式給付規定に基づく当社の取締役及び執行役員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、主としてその発生時の翌連結会計年度に一括で費用処理することとしております。過去勤務費用は、発生時の連結会計年度に一括で費用処理することとしております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

のれんは、その効果の発現する期間を見積もり、20年以内で均等償却を行っております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（IFRS第16号「リース」の適用）

当連結会計年度より、日本基準を採用する当社及び米国基準を採用する北米子会社を除き、IFRS第16号「リース」を適用しております。これにより、借り手は原則すべてのリースについて資産及び負債を認識することとなりました。

当該会計基準の適用については、経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において累積的影響を認識する方法を採用しております。

この結果、当連結会計年度の連結貸借対照表において、有形固定資産が4,315百万円、流動負債のリース債務が876百万円、固定負債のリース債務が3,500百万円それぞれ増加しております。なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

３．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「償却債権取立益」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「割増退職金」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めております。

４．追加情報に関する注記

株式報酬制度「株式給付信託」

当社は、当社の取締役及び執行役員に対する株式報酬制度「株式給付信託」を導入しております。

本制度は、当社の取締役（執行役員を兼務する取締役に限り、当社親会社からの出向取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役及び執行役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、導入したものであります。

(1) 取引の概要

本制度は、当社取締役会が定める執行役員株式給付規程に従い、業績達成度等に応じて、当社所定の基準によるポイントを付与し、執行役員の退任時に累積ポイントに応じた自社株式を株式給付信託を通じて交付するものです。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社株式を交付する取引に関する実務上の取り扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）に準じて、総額法を適用しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

株式給付信託に残存する当社株式を、株式給付信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において155百万円、1,411,100株です。

５．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

原材料及び貯蔵品	56 百万円
建物及び構築物	545
機械装置及び運搬具	160
工具、器具及び備品	6
土地	574
計	1,343

② 担保に係る債務

短期借入金	661 百万円
１年内償還予定の社債	140
１年内返済予定の長期借入金	251
社債	440
長期借入金	1,165
計	2,658

上記社債の銘柄は無担保社債ですが、銀行の保証に対して上記資産を担保に提供しております。

また、上記債務のほか、連結子会社の商取引等に対する銀行保証（当連結会計年度22百万円）、その他保証（当連結会計年度０百万円）について、上記資産を担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　17,439 百万円

６．連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場　所	用　途	種　類	金　額（百万円）
欧　州　　１件	事業用資産	建物及び構築物	207
		機械装置及び運搬具	254
		工具、器具及び備品	9
		その他無形固定資産	1
合計			472

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的に収支の把握がなされる最小の管理会計上の単位に基づき資産のグルーピングを行い、また、遊休資産については、個々の資産ごとに減損損失の認識の判定及び測定を行っております。

事業用資産については、収益性の低下した固定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、売却見込み額により算定しております。

７．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	409,770,388株	－株	－株	409,770,388株
合計	409,770,388株	－株	－株	409,770,388株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当する事項はありません。

８．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用についてはリスクの僅少な預金等に限定しております。資金調達については社債の発行及び金融機関からの借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社及び連結子会社の債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としています。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

社債、借入金及びリース債務は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）に係る資金調達を目的としたものであります。これらは資金調達に係る流動性リスクや、一部金利の変動リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき資金繰り計画を作成・更新することでリスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注２）参照)。

	連結貸借対照表金額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
① 現金及び預金	15,824	15,824	－
② 受取手形及び売掛金	13,252	13,252	－
③ 電子記録債権	1,074	1,074	－
④ 投資有価証券	62	62	－
資産計	30,214	30,214	－
① 支払手形及び買掛金	3,148	3,148	－
② 電子記録債務	68	68	－
③ 短期借入金	1,258	1,258	－
④ １年内償還予定の社債	284	284	－
⑤ １年内返済予定の長期借入金	645	645	－
⑥ リース債務（流動負債）	954	954	－
⑦ 未払金	1,060	1,060	－
⑧ 未払法人税等	206	206	－
⑨ 社債	864	825	△38
⑩ 長期借入金	1,925	1,921	△3
⑪ リース債務（固定負債）	3,932	3,950	18
負債計	14,348	14,324	△23

（注１）金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

（資産）

①現金及び預金、 ②受取手形及び売掛金及び③電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

株式等の時価は取引所の価格によっております。

（負債）

①支払手形及び買掛金、②電子記録債務、③短期借入金、④１年内償還予定の社債、⑤１年内返済予定の長期借入金、⑥リース債務（流動負債）、⑦未払金及び⑧未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑨社債

時価については、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑩長期借入金及び⑪リース債務（固定負債）

これらの時価については、元利金の合計額を、当社で借入金を再調達した場合の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非 上 場 株 式	61

上記のものについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「④投資有価証券」には含まれておりません。

（注３）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 （百万円）	１年超５年以内 （百万円）	５年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	15,824	－	－	－
受取手形及び売掛金	13,252	－	－	－
電子記録債権	1,074	－	－	－
合計	30,151	－	－	－

（注４）社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	１年以内 （百万円）	１年超 ２年以内 （百万円）	２年超 ３年以内 （百万円）	３年超 ４年以内 （百万円）	４年超 ５年以内 （百万円）	５年超 （百万円）
社債	284	284	284	296	－	－
長期借入金	645	552	372	379	173	447
リース債務	954	1,174	619	518	424	1,194
合計	1,883	2,011	1,276	1,193	597	1,642

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　78.10円

(2) １株当たり当期純利益金額　1.71円

（注１）１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当連結会計年度 （2020年３月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	31,524
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	31,524
普通株式の発行済株式数（千株）	409,770
普通株式の自己株式数（千株）	6,154
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末普通株式の数(千株)	403,615

（注２）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
１株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額（百万円）	688
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	688
普通株式の期中平均株式数（千株）	403,541
普通株式（千株）	403,541

（注３）株式給付信託が保有する当社株式を、「１株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度末1,411,100株)
また、「１株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度1,485,227株)

10. 重要な後発事象に関する注記

(株式交換契約の締結)

当社は2020年５月14日の取締役会において、当社の親会社である三井化学株式会社（以下、「三井化学」といいます）との間で、三井化学を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、三井化学と当社との間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しました。

本株式交換は、三井化学においては、会社法第796条第２項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに、当社においては、2020年６月26日に開催予定の当社の定時株主総会の決議による承認を受けた上で、2020年８月１日を効力発生日として行う予定です。

本株式交換の効力発生日（2020年８月１日（予定））に先立ち、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部において、2020年７月30日付で上場廃止（最終売買日は2020年７月29日）となる予定です。

(1) 本株式交換の目的

三井化学は、三井化学と当社が両社の強みを融合することで、国内外で相互に事業を拡大できるとの認識のもと、三井化学が設立した株式会社エムシーインベストメント01（以下「エムシーインベストメント01」といいます。）を通して当社に対し公開買付けを行い、2018年1月24日に三井化学が当社を連結子会社といたしました。

その後、三井化学の素材の知識、当社の自動車向け開発支援の知見という各々の得意分野を融合し、両社のチャネル・技術を活用することで、総合力を駆使したソリューション提案、両社における顧客基盤の更なる拡大や周辺新事業の創出が可能となり、持続的な成長を共に実現できると考え協業を進めてまいりました。一方で、自動車産業全体を揺るがす急速な市場環境の変化の中で、刻々と変化する顧客ニーズに迅速に対応するためには、両社によるより強固な連携が不可欠であり、グループの総力を挙げた迅速かつ円滑なソリューション提案が可能な体制へ移行することが望ましいと考えております。

(2) 本株式交換の要旨

①本株式交換の日程

本株式交換契約承認定時株主総会基準日（当社）	2020年３月31日
本株式交換契約締結に係る取締役会決議日（両社）	2020年５月14日
本株式交換契約締結日（両社）	2020年５月14日
本株式交換契約承認定時株主総会開催日（当社）	2020年６月26日（予定）
最終売買日（当社）	2020年７月29日（予定）
上場廃止日（当社）	2020年７月30日（予定）
本株式交換の効力発生日	2020年８月１日　（予定）

②本株式交換に係る割当ての内容

	三井化学 （株式交換完全親会社）	当社 （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る 割当比率	1	0.0511
本株式交換により 交付する株式数	当社の普通株式：5,299,076株（予定）	

（注）株式の割当比率

当社の普通株式１株に対して、三井化学の普通株式0.0511株を割当交付いたします。ただし、三井化学が保有する当社株式（※）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

（※）三井化学は、三井化学の完全子会社であるエムシーインベストメント01を通じて間接的に当社株式を保有しておりますが、本株式交換の効力発生に先立ち、2020年７月31日を効力発生日として、三井化学を吸収合併存続会社とし、エムシーインベストメント01を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを、2020年５月14日の三井化学における取締役会において決議しました。本株式交換の効力発生日時点においては、三井化学が当社株式を直接保有することとなる予定です。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

② その他有価証券

イ．時価のあるもの …… 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ．時価のないもの …… 移動平均法による原価法

③ デリバティブ …… 時価法

④ たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ．製品・仕掛品 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ．原材料及び貯蔵品 …… 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

イ．建物 …… ２～38年

ロ．機械及び装置 …… ２～９年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償却期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

イ．退職給付見込み額の期間帰属方法

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の翌事業年度に一括で費用処理することとしております。

④ 株式給付引当金

執行役員株式給付規程に基づく当社の取締役及び執行役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

４．追加情報に関する注記

連結注記表「追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

５．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	367 百万円
土地	500
計	868

② 担保に係る債務

短期借入金	661
１年内償還予定の社債	140
１年内返済予定の長期借入金	251
社債	440
長期借入金	1,165
計	2,658

上記社債の銘柄は無担保社債ですが、銀行の保証に対して上記資産を担保に提供しております。

(2) 偶発債務

P+Z Engineering GmbH（注１）	1,079 百万円
米国アーク（注２）	370 百万円
Shapers'武漢（注２）	306 百万円

（注１）事務所等賃貸契約に基づく賃料及び金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

（注２）金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額　6,022 百万円

(4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号及び平成11年３月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法 …… 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出

② 再評価を行った年月日 …… 2002年３月31日

③ 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……△266百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりであります（区分表示しているものを除く）。

親会社に対する債務

短期金銭債権	92 百万円
短期金銭債務	11 百万円

親会社以外の関係会社に対する債権債務

短期金銭債権	26 百万円
短期金銭債務	108 百万円

６．損益計算書に関する注記

親会社との取引高

(1) 売上高	140 百万円
(2) 営業費用	142 百万円

親会社以外の関係会社との取引高

(1) 売上高	173 百万円
(2) 営業費用	792 百万円
(3) 営業取引以外の取引高	252 百万円

７．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　6,154,967株

（注）当事業年度末における自己株式のうち、株式給付信託が保有する株式数は、1,411,100株であります。

８．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	219百万円
貸倒引当金	76
退職給付引当金	105
関係会社株式	625
減損損失	34
繰越欠損金	17,219
その他	128
繰延税金資産小計	18,408
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△17,158
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△905
評価性引当額小計	△18,064
繰延税金資産合計	344
繰延税金負債	
企業結合に伴う固定資産の時価評価差額	△130
その他	△120
繰延税金負債合計	△250
繰延税金資産の純額	94

９．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

（単位:百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	米国アーク	直接100%	役員の兼任	債務保証（注３）	370		
子会社	英国アーク	直接100%	役員の兼任	貸付の回収	213	関係会社長期貸付金	698
				利息の受取（注１）	16		
子会社	アークヨーロッパ	間接100%	役員の兼任	貸付の実行	717	関係会社長期貸付金	1,541
				貸付の回収	592		
				利息の受取（注１）	41		
子会社	P+Z Engineering GmbH	間接100%	役員の兼任	債務保証（注２）	1.079		
子会社	Shapers’武漢	間接100%	役員の兼任	債務保証（注３）	306		
子会社	Shapers’ポーランド	間接100%	役員の兼任	利息の受取（注１）	2	関係会社長期貸付金	358
				貸付の実行	368		
子会社	台湾アーク	直接100%	役員の兼任	配当金の受取（注４）	149		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１） 資金の貸付の利率については、市場金利を勘案して、合理的に決定しております。

（注２） 事務所等賃貸契約に基づく賃料168百万円、金融機関からの借入910百万円に対して債務保証を行っており、取引金額には期末残高を記載しております。保証料については受領しておりません。

（注３） 金融機関からの借入に対して債務保証を行っており、取引金額には期末残高を記載しております。保証料については受領しておりません。

（注４） 配当金の受取額については、剰余金の分配可能額を基礎とし、合理的に決定しております。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

10. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　61.99円
(2) １株当たり当期純利益金額　3.04円

（注１）１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当事業年度 (2020年３月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	25,019
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	25,019
普通株式の発行済株式数（千株）	409,770
普通株式の自己株式数（千株）	6,154
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末普通株式の数(千株)	403,615

（注２）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
１株当たり当期純利益金額	
当期純利益金額（百万円）	1,225
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―
普通株式に係る当期純利益金額（百万円）	1,225
普通株式の期中平均株式数（千株）	403,541
普通株式（千株）	403,541

（注３）株式給付信託が保有する当社株式を、「１株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。（当事業年度末1,411,000株）
また、「１株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。（当事業年度1,485,227株）

11. 重要な後発事象に関する注記

（株式交換契約の締結）

当社は2020年５月14日の取締役会において、当社の親会社である三井化学株式会社（以下、「三井化学」といいます）との間で、三井化学を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、三井化学と当社との間で株式交換契約を締結しました。

なお、詳細につきましては「連結注記表　重要な後発事象に関する注記（株式交換契約の締結）」に記載しております。